

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結し、令和4年3月31日付けで変更協定書を締結した箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する協定について、次のとおり変更協定を締結する。

第5条第1項中「平成22年4月1日から令和5年3月31日まで」を「平成22年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

第12条 乙は、仕様書に定める事項を遵守し、センターの管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、乙は、指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、甲が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、甲に準じた対応を行うものとする。

第12条第4項を次のように改める。

4 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

第24条第1項の表を次のように改める。

期 間	指定管理料
平成22年4月1日から平成23年3月31日	52,087,000円
平成23年4月1日から平成24年3月31日	52,087,000円
平成24年4月1日から平成25年3月31日	52,087,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	43,713,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	43,713,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	43,713,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	43,390,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日	43,390,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日	43,390,000円
平成31年4月1日から令和2年3月31日	43,792,000円

令和2年4月1日から令和3年3月31日	44,194,000円
令和3年4月1日から令和4年3月31日	44,194,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日	44,194,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日	44,194,000円

第25条第1項の表中「【令和2年度から令和4年度】」を「【令和2年度から令和5年度】」に改める。

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦



乙 箕面市瀬川三丁目3番2-1号

社会福祉法人あかつき福祉会

理事長 奥 村 一 朗

